

平成 27 年度 事業 計画

本会は一昨年度に公益社団法人へ移行し、産業廃棄物の適正処理等に係る普及啓発、教育研修、指導相談、調査研究等に関する事業及び産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行ってきました。今年度は、これらの諸課題に一層と力強く取り組むとともに、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取組みを促進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の公益の増進に寄与し、公益法人にふさわしい事業に取り組めます。

以下、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業として具体的に計画した内容を示します。

I 産業廃棄物の適正処理のための法定事項の普及啓発及び不適正処理の防止を図る事業

1. 法定事項の遵守に向けた普及啓発

1) 産業廃棄物の適正処理推進事業

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者等からの廃棄物処理の各種相談に応じ助言を行います。相談の対応は、廃棄物処理法に関する講演・執筆等を行っている職員及びその職員の監督指導の下、法人職員が行います。

・各種講習会の実施協力

処理業者の態勢整備や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を普及促進するため、処理業者や排出事業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 3) 優良認定のながれ」により広く周知し、許可申請・優良産廃処理業者認定制度や廃棄物管理に関する助言を行うとともに、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の各種講習会等の実施に協力します。

・収集運搬車両表示板の普及啓発

産業廃棄物の収集運搬基準の遵守徹底を図るため、排出事業者や収集運搬業者等を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 2) 運搬のルール」により広く周知し、収集運搬や積替保管の方法等に関する助言を行うとともに、本会が作成する収集運搬車両表示板の頒布を行います。

・建設廃棄物処理委託契約書の普及啓発

産業廃棄物の処理委託基準の遵守徹底を図るため、排出事業者等を対象に、本会作成のパンフレット「建設廃棄物 3R・適正処理の手引き」により広く周知し、解釈や運用に関する助言を行うとともに、建設業界で多く使用されている「建設廃棄物処理委託契約書」等の頒布を行います。

- ・フェニックス埋立処分場の申込支援

適正で安定した産業廃棄物の最終処分を確保するため、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する公共関与型の埋立処分場への申込みを支援します。

2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発

マニフェスト制度の普及啓発のため、マニフェストの頒布を行うとともに廃棄物処理法や関係法令の周知を行い、廃棄物の適正処理の周知と不適正処理防止を図ります。

- ・電子マニフェストの加入促進及び既加入者への対応強化

電子マニフェストの加入を促進するため、排出事業者や処理業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 1) マニフェストのしくみ」により広く周知し、運用に関する助言や導入事例の紹介を行うとともに、希望者の加入を支援します。また、ホームページにおいて新たに DVD を上映する等、既加入者への対応も強化し、その定着を図ります。

2. 不適正処理の防止に向けた取組み

本会が保有の車両を使用して府域をブロックごとに 10 回程度巡視し、不適正処理の状況把握に努め行政機関に報告し、その未然防止及び不適正処理の早期是正を図ります。

また、街頭等で普及啓発用のグッズを無償頒布することを通じて、不適正処理の防止を呼びかけ産業廃棄物の適正処理を確保します。

3. 産業廃棄物の適正処理推進に関する調査研究

①廃棄物処理法及び関係法令に関する調査研究

前年度に引き続き、産業廃棄物の適正処理にあたっての実務的な課題や関係法令との整合について調査研究し、国や関係機関・団体等の動向も踏まえながら、業法又は振興法の制定も視野に入れた廃棄物処理法に関する考察及びそのための情報収集・整理を行います。

②処理が困難な廃棄物の受入実態及び適正な処理方法に関する調査研究

一般廃棄物と産業廃棄物が一体的に複合していること、不安定な性状を有していること又は有害物質を含んでいること等から処理が困難とされる廃棄物の受入実態を調査し、処理が停滞・滞留しているものについては、適正な処理方法を研究の上、それが可能な施設を追跡調査します。また、その成果を普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 4) 廃棄物のトリセツ」(仮称)として発行することを通じて、その適正処理の推進を図ります。

4. 研修会、講習会等の開催

1) 廃棄物処理法に関する基本事項習得のための講習会の開催

廃棄物処理法や関係法令に関する実務レベルの知識・技能の習得を目的とした「廃棄物管理士講習会」を6回程度（定員600名程度）開催します。なお電子マニフェスト普及強化の一環として、本年度から既存カリキュラムを調整の上、電子マニフェストの運用に関する講義（20分程度）を追加します。

2) 事業者の資質向上を図るための研修会の開催

産業廃棄物の適正処理に関する排出事業者や処理業者の資質の向上を図るため、各種研修会を企画・開催します。

種類	回数	定員
産廃塾	2回程度	40名程度
産廃塾（経営者コース）	1回程度	50名程度
優良認定推進研修会	1回程度	20名程度
電子マニフェスト導入説明会	2回程度	100名程度
電子マニフェスト操作説明・個別導入相談会	1回程度	説明 20名程度 相談 8名程度
リスクアセスメント推進研修会	1回程度	100名程度
リスクアセスメント推進研修会（経営者コース）	1回程度	100名程度
廃棄物収集作業向上研修会	1回程度	40名程度
施設見学会	1回程度	50名程度
合計	11回程度	528名程度

5. その他

上記1から4までの事業に附随するものとして、次のようなことも行います。

①書籍等の編集発行

産業廃棄物の適正処理推進のための書籍等を編集し、発行します。

種類	発行部数	備考
Clean Life Vol.61	500部	機関誌
Clean Life Vol.62	500部	機関誌
Clean Life Vol.63	500部	機関誌
Clean Life Vol.64	500部	機関誌
会員名簿・マップ	500部	平成27年度版
マニフェストのしくみ	2,000部	普及啓発用冊子（増刷）

運搬のルール	2,000部	普及啓発用冊子（増刷）
優良認定のながれ	1,000部	普及啓発用冊子（増刷）
廃棄物のトリセツ（仮称）	2,000部	普及啓発用冊子（新訂）
廃棄物収集作業マニュアル（第2版）	700部	調査研究業績書（改訂）
産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン	400部	調査研究業績書（増刷）
廃棄物管理士講習会テキスト	1,000部	平成27年度版（増補）

②委員の派遣

産業廃棄物の適正処理の推進を目的として関係機関・団体等が実施する会議の委員に役職員を派遣します。

II 産業廃棄物処理に関わる優良事業者の育成及び環境に関する教育研修事業

1. 優良事業者育成のための産廃フォーラムの開催

優良事業者の育成及び優良事業者が社会的に受け入れられやすい環境の整備を図るため、一般府民への教育研修を旨とする「地球環境保全のための3R推進フォーラム」を開催します。「地域における3R社会の未来」をテーマとして、行政機関による取組みを中心に議論した第1回、企業による取組みを中心に議論した第2回の流れを引き継ぎ、3回目となる今回は市民による取組みに焦点を当てて基調講演及びパネルディスカッションを行います。

2. 調査研究に基づく優良事業者の育成

先進的な産業廃棄物の管理体制や処理・リサイクル技術を有する優良事業者の育成を目指して、これらの先進的な取組みについて調査研究します。

①廃棄物処理先進事例調査

実地調査の成果を、適宜、速報として本会機関誌「Clean Life」に掲載します。

なお連載が一定数に達した段階で、それらを取りまとめ、業績書「廃棄物法制等普及促進シリーズ」として発行する予定です。

②次代に向けた産業廃棄物処理業の経営に関する調査研究

近年の経済・社会情勢を踏まえ、既に産業として確立しつつある資源循環分野のほか、エネルギー供給やアグリビジネス等と一体的に運営される総合環境事業としての産業廃棄物処理業の可能性を調査研究していくための情報収集・整理を行います。

3. 環境の保全活動の推進に対する助成

環境の保全と産業廃棄物処理の適正化推進を図るため、環境問題の啓発及び環境教育のための事業や産業廃棄物の適正処理を推進する事業等に対して、環境基金運営委員会による厳正な審査を経て助成を行います。

Ⅲ 災害廃棄物の処理の支援等

大阪府と締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」に基づいて地震等大規模災害により倒壊又は焼失した建築構造物等の解体及び撤去に伴って生ずるコンクリート塊、木くず、金属くず等及びこれらの混合物の撤去、収集運搬、処理・処分、その他必要な事業について、府内市町村及び一部事務組合に協力し、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理等を支援します。

Ⅳ 会員及び会員の従業員の意見交換、福利厚生

1. 会員に対する法令集、技術資料集、手引書等の配布

公益社団法人全国産業廃棄物連合会の手帳「INDUST」のほか、産業廃棄物の適正処理の推進や処理業の経営強化に有用な書籍・資料が刊行・発表されたときは、これらを購入・入手し、会員に配布します。

2. 会員及び会員の従業員の意見交換、福利厚生

会員及び会員の従業員の活気を養うため、各位の懇親や親睦を深める会を催します。

Ⅴ 組織の強化（法人管理ほか）

1. 入会の促進

未入会の排出事業者や処理業者に向けて、あらゆる機会に入会を促し、また会員に対する様々な支援にも努めて本会の維持を図ります。とりわけ排出事業者による入会を積極的に進めることにより、あらゆる業種の事業者が産業廃棄物の適正処理に貢献できるための団体として本会を発展させていきます。

2. 各種表彰の推薦等

表彰候補者を選考し、関係機関・団体等による表彰に推薦するほか、本会による表彰も行います。

3. 理事会・委員会等の運営及び組織の一部変更

本会が実施しようとする事業の企画、決定、管理のため、必要な会議を開催します。

また、組織広報委員会が担う各種事業の強化・拡充を図る目的で、後継者・若手経営者等養成推進のための調査・研修を行うべく、別紙のとおり、当該委員会の下部組織として

青年部を新設します。

4. ホームページの拡充

本会が実施する事業等について周知のための広報や有用となる情報開示・提供の強化を図るとともに、多様な活用や利便性に配慮すべく、前年度に引き続き、ホームページをさらに拡充します。

5. 職員の資質向上

職員を本会内外の研修やセミナー等に派遣して、これまで以上に相談指導能力、調査研究能力、企画調整能力、会計処理能力等の向上を図り、事務機能の強化に努めます。

とりわけ、本年度においては電子manifest関連の研修会を多数開催することを踏まえ、職員自らがその講師として電子manifestの運用方法や操作方法等を説明できるよう、1名をインストラクターに養成します。